

7 附属資料

(1) 男女共同参画に関する法令等

◇ 男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日施行）

基本法では、男女共同参画社会を実現するための 5 本の柱（基本理念）を掲げています。

○ 5 つの基本理念

① 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

② 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要があります。

⑤ 国際的協調

男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

◇ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成 13 年 10 月 13 日施行)

配偶者暴力防止法は、配偶者や交際相手（以下、「配偶者等」という）からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的としています。

○ 相談 ～配偶者等からの暴力について相談したい～

- ・ 配偶者暴力相談支援センターでは、相談、カウンセリング、一時保護、各種情報提供などを行っています。
- ・ 警察では、被害者の意思を踏まえ、配偶者等の検挙、指導・警告、自衛・対応策についての情報提供などの措置をとります。

○ 一時保護 ～とりあえず加害者から逃れたい～

婦人相談所では、各種相談業務を行うとともに、配偶者等からの暴力を受けた被害者の一時保護業務を行っています。

※ 婦人相談所は、各都道府県に必ず1つ設置されています。

○ 自立支援 ～自立して生活がしたい～

配偶者暴力相談支援センターでは、自立支援のための様々な情報（就業、住宅、援護）を提供しています。

○ 保護命令 ～加害者が近寄ってこないようにしたい～

更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所に申し立てると、加害者に対し、保護命令が出されます。

命令に違反すれば、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金です。

- ・ 被害者への接近禁止命令：加害者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住所、勤務先等の付近を徘徊することを禁止する命令です。（期限は6か月）
- ・ 被害者の子又は親族等への接近禁止命令（期限は6か月）
- ・ 電話等禁止命令：被害者に対する一定の電話・電子メール等が禁止されます。（期限は6か月、対象者は被害者本人のみ、被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限る）
- ・ 退去命令：加害者に、被害者と共に住む住居から退去することを命じるものです。（期限は2か月）

○ 通報

配偶者等からの暴力を受けている者を発見した人は、その旨を配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報するよう努めることとなっています。

また、医師その他の医療関係者が、配偶者等からの暴力によるケガなどを発見したときは、配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報できることとなっています。（ただし、被害者本人の意思は尊重されます。）

(2) 栃木県男女共同参画推進条例

◇ 栃木県男女共同参画推進条例（平成 15 年 4 月 1 日施行）

条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

○ 6つの基本理念

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度又は慣行についての配慮
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活と他の活動の両立
- ⑤ 男女の生涯にわたる健康の確保
- ⑥ 国際社会の動向を踏まえた取組

○ 県、県民、事業者の責務

【県の責務】

- ・ 基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定、実施する。
- ・ 男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者、市町村、他の都道府県、国等と連携し、率先して取り組む。
- ・ 男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画、調整、必要な体制を整備する等。

【県民の責務】

- ・ 基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、自ら取り組むとともに、県の施策に協力するように努めなければならない。

【事業者の責務】

- ・ 事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、県の施策に協力するように努めなければならない。

○ 男女共同参画を阻害する行為の制限

- ・ 性別による権利侵害の禁止（性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、男女間の暴力的行為）
- ・ 公衆に表示する情報への配慮

○ 男女共同参画施策苦情等処理制度

県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民から苦情、意見等の申出があった場合、必要に応じて、男女共同参画審議会に意見を聴くなど、適切に対応する。

栃木県男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

第1節 基本的施策（第8条—第15条）

第2節 推進体制（第16条—第19条）

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限（第20条・第21条）

第4章 栃木県男女共同参画審議会（第22条）

附則

男女は、すべて、人として平等であって、個人として尊重されなければならない。

これまで、本県においては、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際社会の取組や国内の動向を踏まえつつ、男女平等の実現に向けた様々な取組を進めてきた。

しかしながら、社会的、文化的に形成された性別によって役割分担を固定的にとらえる慣行やセクシュアル・ハラスメント、女性に対する暴力などの人権侵害が依然として存在し、多くの解決すべき課題が残されている。

こうした状況の中、真の男女平等を達成し、豊かで活力ある栃木県を築いていくためには、男女が、その違いを画一的に否定することなく、互いに人権を尊重し、共に支え合い、責任を分かち合うとともに、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが不可欠である。

ここに、私たちは、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられる男女共同参画社会の早期実現を目指し、県民の総意として男女共同参画の推進に取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動を行うことにより相手方の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた相手方の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人と

して能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを基本として、推進されなければならない。

- 2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響に配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができるようにすることを基本として、推進されなければならない。
- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭の重要性を認識して、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職域、学校、地域その他の家庭以外の社会における活動を行うことができるようにすることを基本として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画は、男女が互いの性についての理解を深め、双方の意思が尊重されることにより、良好な環境の下に、安全な妊娠又は出産ができるようにすること及び生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすることを基本として、推進されなければならない。
- 6 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画は、国際社会の動向を踏まえながら、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者、市町村、他の都道府県、国等と連携しつつ、率先してこれに取り組むものとする。
- 3 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、かつ、男女共同参画の推進に自ら取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(年次報告)

第7条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び県が講じた男女共同参画の推進に関する施策についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

第1節 基本的施策

(基本的な計画の策定等)

第8条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の基本的な計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、栃木県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施

するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

- 2 県は、刊行物等を作成するに当たっては、性別による固定的な役割分担等を助長し、又は連想させるような表現を用いることにより男女共同参画の推進を阻害することのないように配慮するものとする。
(県民の理解を深めるための措置等)
- 第10条 県は、県民が、男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行うことができるよう、普及啓発、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、男女共同参画の推進のための人材の養成に努めるとともに、女性の人材に関する情報を積極的に収集し、活用し、又は提供するように努めるものとする。
(教育の分野における措置)
- 第11条 県は、学校教育、社会教育、家庭教育等のあらゆる教育の分野において、男女平等意識の醸成、個性と能力の育成等男女共同参画の推進のための措置を講ずるように努めるものとする。
(事業者が行う活動への支援等)
- 第12条 県は、事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- 2 知事は、必要があると認めるときは、事業者に対し、雇用その他の事業活動における男女共同参画の状況等について報告を求めることができる。
 - 3 知事は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況等について、必要に応じ公表することができる。
(農林業及び家族経営的な商工業等の分野における措置)
- 第13条 県は、農林業及び家族経営的な商工業等の分野において、男女が個人として能力を十分に発揮し、正當に評価され、並びに対等な構成員として経営方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるよう、必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(市町村との連携等)
- 第14条 県は、市町村と連携して男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するように努めるとともに、市町村において、男女共同参画の推進に関する計画の策定、施策の実施等が円滑になされるよう、必要な協力を行うように努めるものとする。
(調査研究)
- 第15条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な事項並びに男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うものとする。
- 第2節 推進体制
- (附属機関における委員の構成等)
- 第16条 県は、附属機関の委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るように努めるものとする。
- 2 県は、女性職員の職域の拡大、能力開発その他職場環境の整備に努めるとともに、職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、本人の意欲と能力に応じて均等な機会を確保するように努めるものとする。
(栃木県男女共同参画地域推進員)
- 第17条 県は、県民の協力を得て男女共同参画の推進を図るため、地域において男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う栃木県男女共同参画地域推進員を委嘱し、かつ、その活動を支援するものとする。
(県の施策に関する苦情等の申出)
- 第18条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民から苦情、意見等の申出があった場合は、当該申出に適切に対応するものとする。
- 2 知事は、前項の申出があった場合において、必要と認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(男女共同参画を阻害する行為に関する相談)

- 第19条 県は、男女共同参画を阻害する行為に関する県民からの相談に適切に対応するため、必要な体制を整備するように努めなければならない。
- 2 県は、前項の相談があった場合は、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるように努めなければならない。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

- 第20条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。
- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、男女間の暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。次条において同じ。)を行ってはならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、何人も、性別により権利を侵害する行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

- 第21条 何人も、公衆に表示する情報が社会に及ぼす影響を考慮し、その情報において、性別による固定的な役割分担若しくは男女間の暴力的行為を助長し、若しくは連想させる表現又は不必要な性的表現を行わないように努めなければならない。

第4章 栃木県男女共同参画審議会

- 第22条 この条例の規定によりその権限に属させられた事務を処理し、及び知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、審議会を置く。
- 2 審議会は、前項に規定するもののほか、男女共同参画の推進に必要と認められる事項について、知事に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員20人以内で組織する。この場合において、男女いずれの委員の数も委員の総数の10分の4未満とならないものとする。
- 4 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 審議会に、第18条第2項の規定による苦情等の申出その他必要な事項を調査審議するため、部会を置くことができる。
- 8 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(3) 栃木県男女共同参画地域推進員に関する要綱

栃木県男女共同参画地域推進員に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、栃木県男女共同参画推進条例（平成14年栃木県条例第58号。）第17条に規定する栃木県男女共同参画地域推進員（以下「推進員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(推進員の役割)

第2条 推進員は、地域において次に掲げる事項を自主的に行うものとする。

- 一 地域における活動に参加し、男女共同参画に関する普及啓発を行うこと。
- 二 女性問題の課題解決のために努めること。
- 三 男女共同参画のための行政施策の推進及びとちぎ男女共同参画センターの事業の実施に協力すること。
- 四 その他男女共同参画の推進に関すること。

(委嘱等)

第3条 推進員は、本人に申込に基づき知事が委嘱し、推進員証（様式1）を交付する。

2 知事は、推進員から辞退の申出があった場合、また、推進員としてふさわしくない行為があった場合には、委嘱を解くものとする。

3 第1項の申込をしようとする者は、栃木県男女共同参画地域推進員申込書（様式2）を居住する市町村を経由し知事に提出するものとする。

4 第2項の辞退の申出をしようとする者は、栃木県男女共同参画地域推進員辞退届（様式3）を居住する市町村を経由し知事に提出するものとする。

(県の役割)

第4条 県は、推進員の役割を円滑に推進するため、次に掲げる事項を行うものとする。

- 一 推進員に、男女共同参画や女性問題に関する各種情報を提供すること。
- 二 施策の推進に関し推進員の協力を得ること。
- 三 推進員に対する研修を実施すること。
- 四 その他推進員が担う役割に関し必要なこと。

(市町村への協力依頼等)

第5条 県は、第2条に掲げる推進員の役割を踏まえ、市町村に対し、次に掲げる事項について協力を依頼するものとする。

- 一 第3条第3項の申込書及び同条第4項の辞退届の收受及び県への提出
- 二 推進員名簿（様式4）の管理
- 三 推進員に、男女共同参画や女性問題に関する各種情報を提供すること。
- 四 施策の推進に関し推進員の協力を得ること。
- 五 その他推進員が担う役割に関し必要なこと。

(秘密の保持等)

第6条 推進員は、その活動を通じて知り得た秘密を漏らさないものとする。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

2 栃木県男女共同参画地域推進員設置要領（平成12年4月1日制定）は廃止する。

(様式2)

栃木県男女共同参画地域推進員申込書

年 月 日

栃木県知事

様

私は、栃木県男女共同参画地域推進員に関する要綱第3条第3項に基づき、次のとおり申し込みます。

（ふりがな） 氏 名		生年月日	昭和 年 月 日 平成
住 所	〒 _____		
職 業 勤 務 先			
地 域 に お け る 活 動 内 容			
現 在 の 所 属 団 体 ・ 役 職 等			

※この申込書は、居住する市町村を經由して知事に提出するものとする。

(様式3)

栃木県男女共同参画地域推進員辞退届

年 月 日

栃木県知事

様

住 所

氏 名

印

このたび、栃木県男女共同参画地域推進員を辞退しますので栃木県男女共同参画地域推進員に関する要綱第3条第4項に基づき届け出いたします。

※この辞退届は、居住する市町村を經由して知事に提出するものとする。

(4) とちぎ男女共同参画プラン〔四期計画〕がめざす目標値

目標設定指標	単位	基準値	H32 目標値
I 男女共同参画推進の環境づくり			
男女共同参画計画を策定している市町の割合	%	84.0 (H27 年度末)	100.0 (H32 年度末)
男性の育児休業取得率	%	0.8 (H26 年度)	8.0 (H32 年度)
男女生き生き企業（仮称）認定企業数 ※1	企業数	—	100 (H32 年度末)
II あらゆる分野における男女共同参画の促進			
県の審議会等委員に占める女性の割合 ※法令必置＋法令任意＋条例設置	%	30.8 (H27.4.1)	40.0 (H33.4.1)
市町の審議会等委員に占める女性の割合 ※法令必置＋法令任意＋条例設置	%	27.4 (H27.4.1)	35.0 (H33.4.1)
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定 中小企業数	企業数	—	60 (H32 年度末)
とちぎ女性活躍応援団（仮称）の登録企業等数 ※2	企業数	—	1,000 (H32 年度末)
III 男女の人権の尊重と暴力の根絶			
DV防止計画を策定している市町の割合	%	36.0 (H27 年度末)	60.0 (H32 年度末)
①子宮頸がん検診受診率（20歳から69歳）	%	①43.3	①60.0 以上
②乳がん検診受診率(全方式)（40歳から69歳）	%	②49.3 (H25 年)	②60.0 以上 (H31 年)

※1 男女生き生き企業（仮称）認定企業数：女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組むことを宣言し、実践する企業のうち、県の認定を受けた企業の数です。

※2 とちぎ女性活躍応援団（仮称）の登録企業等数：女性の活躍を含めた働き方改革にオール栃木体制で取り組んでいくため、その趣旨に賛同し登録した企業・団体等の数です。

(5) 男女共同参画に関するキーワード

	用語	解説
い	育児・介護休業法	仕事と家庭の両立支援対策を充実するため、平成4年4月に施行された法律です。同法では、労働者が退職せずに育児や介護を行うことができるよう、休業、時間外労働の制限、勤務時間短縮制度等の措置について定められています。
	イクボス	部下が育児と仕事を両立できるよう配慮し、業務効率も上げて、自らも仕事と生活を充実させている管理職をいいます。
	一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）	企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1)計画期間、(2)目標、(3)目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。
	一般事業主行動計画（女性活躍推進法）	企業が女性活躍推進の取組を総合的・効果的に実施できるよう、女性の活躍状況の把握・分析を踏まえ、(1)計画期間、(2)目標、(3)実施しようとする女性活躍推進に関する取組内容と実施時期を定めるものです。従業員301人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。
え	SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのことです。
	M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。
	エンパワーメント	力をつけること、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のことをいいます。
か	家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のことです。

	家庭の日	<p>青少年の健全な育成に、家庭の果たす役割は重要であるため、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、家庭の教育力の向上を目指しています。</p> <p>「家庭の日」に主な県有施設の子ども料金の無料化や、市町有施設の優遇制度を実施するほか、「家庭の日」協力企業等による優待サービス等を実施しています。</p>
き	キャリア教育	<p>一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育です。(キャリア発達とは、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程のことです。)</p>
し	仕事と家庭の両立 応援宣言	<p>本県では、「従業員の仕事と家庭の両立」及び「女性の活躍」を応援するために、企業や事業所がこれから取り組もうとする内容を、「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ宣言」として募集しています。目的は、企業等の責任ある立場の方が宣言することにより、「仕事と家庭の両立」及び「女性の活躍」が可能な雇用環境の実現につなげることにあります。</p>
	女性に対する暴力 をなくす運動	<p>女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図るために、国が平成12年度から実施しています。11月25日(国連で採択された「女性に対する暴力撤廃国際日」)を最終日とする2週間です。</p>
	女性農業士	<p>模範的な農業経営及び農家生活を実践し、農村社会における男女共同参画や農村地域の活性化等を行う女性農業者で、県が認定しています。</p>
	人身取引(トラフィッキング)	<p>国際的な犯罪組織が暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの強制的な手段により、女性や子どもといった弱い立場にある人々を別の国や場所に移動させ、売春や強制的な労働をさせて搾取することをいいます。</p>
	セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)	<p>職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により解雇、降格、減給などの不利益を受けること、又は性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に悪影響が生じることをいいます。</p>
た	待機児童	<p>保育が必要である児童にもかかわらず、保育所や認定こども園等を利用できない状態にある児童のことです。</p>
	ダイバーシティ	<p>「多様性」のことです。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。</p>

	男女共同参画週間	「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成 11 年 6 月 23 日を踏まえ、毎年 6 月 23 日から 29 日までの 1 週間を運動期間とし、法の目的や基本理念について理解を深めることを目指して、国が主唱して平成 13 年度から実施しています。
て	デートDV	恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的及び性的暴力のことです。
と	栃木県男女共同参画施策苦情等処理制度	栃木県男女共同参画推進条例第 18 条に基づき、知事に提出された県の男女共同参画の推進に関する施策についての苦情や意見などを、栃木県男女共同参画審議会が公正、中立な立場で調査し、必要に応じて知事に意見を述べる制度です。
	とちぎ性暴力被害者サポートセンター（とちエール）	性犯罪・性暴力被害にあわれた方を総合的に支援するための相談窓口です。済生会宇都宮病院に設置されています。
	とちぎの子ども育成憲章	とちぎの子どもたちを健やかに育成していく上での大人の責任と自覚を促し、一人ひとりが実践していくための基本理念や行動指針を示した憲章として、平成 22 年 2 月、栃木県が制定しました。 憲章の前文には目指す子ども像と育成に関わる決意を示し、5つの条文には子どもたちを健全に育てていくために大人が具体的に取り組む姿勢を分かりやすく示しています。
は	パープルリボン運動	女性に対する暴力根絶運動です。女性に対する暴力を許さない社会づくりに取り組んでいる世界各地の個人や団体が、暴力の下に身を置いている人々に勇気を与えようとの願いから、パープルをシンボルカラーとして布リボンやバッジなどによりパープルリボンを広めており、現在では 40 カ国以上に広がっています。
	配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス・DV）	配偶者や恋人、元配偶者、以前つきあっていた恋人など、親密な関係にある又はあった者（パートナーからの暴力のことです。暴力には、①身体的暴力、②精神的暴力、③性的暴力、④経済的暴力（生活費を渡さない等）があります。
	配偶者暴力相談支援センター	配偶者や交際相手からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及びその同伴家族の一時保護、被害者の自立生活促進・保護命令制度・保護施設利用などの援助を行う機関です。

ひ	PTSD (Post Traumatic Stress Disorder: 心的外傷ストレス 障害)	生死にかかわるような実際の危険にあったり、死傷の現場を目撃したりするなどの体験によって強い恐怖を感じ、それが記憶に残ってこころの傷（トラウマ）となり、何度も思い出されて当時と同じような恐怖を感じ続けるという病気です。
	ピンクリボン運動	乳がんで亡くなられた患者さんの家族が「このような悲劇が繰り返されないように」と願いをこめて作ったリボンからスタートした乳がん啓発運動です。1980年代アメリカで始まり、乳がんの早期発見を啓発するためのイベントを展開したり、ピンクリボンであしらった商品を頒布し、売り上げの一部を財団や研究団体に寄付するなどして、様々な理由でマンモグラフィ検診を受けられない人にも、その障壁を除いてマンモグラフィ検診を受診してもらうことです。
ふ	父子手帳	父親が子育てに関心を持ち、積極的に育児に参加できるよう、妊娠、出産、育児に関する基本的な情報や育児休業制度の活用等、子育てに関する総合的な情報を掲載した冊子です。本県では、平成17年度から母子手帳とともに配布しています。
	不妊専門相談センター	産婦人科医師や助産師により、一般的な不妊治療から生殖補助医療までの医学的情報の提供や、不妊に関する心の悩みなど、多様な相談に応じる機関です。本県は、とちぎ男女共同参画センターに設置しています。
ほ	ポジティブ・アクション	固定的な性別による男女の役割分担意識や過去の経緯から、「営業職に女性はほとんどいない」、「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組をいいます。
ま	マタニティハラスメント	妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、不利益な異動、減給、降格などの不利益な取扱いを受けることです。
わ	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のことをいいます。

(6) 各種相談機関等一覧

◇ とちぎ男女共同参画センター相談ルーム

※ いずれの相談も祝休日及び年末年始はお休み

□ 女性のための相談

○ 一般相談 TEL 028-665-8720

【電話】月曜日～日曜日 午前9時～午後4時

【面接】火曜日～日曜日 午前9時～午後4時 要予約

○ 配偶者暴力相談 TEL 028-665-8720

(配偶者暴力相談支援センター)

【電話】月曜日～金曜日 午前9時～午後8時

土曜日・日曜日 午前9時～午後4時

【面接】火曜日～日曜日 午前9時～午後4時 要予約

○ 法律相談 TEL 028-665-8720

【面接】毎月第2・第4木曜日 午後1時30分～午後3時30分 要予約

○ DV法律相談 TEL 028-665-8720

【面接】要予約

○ 健康相談 TEL 028-665-8720

【面接】毎月第1木曜日 午後4時30分～午後6時30分 要予約

□ 男性のための相談 TEL 028-665-8724

【電話】毎週月曜日・水曜日 午後5時30分～午後7時30分

□ 不妊相談 TEL 028-665-8099

Email funin.fuiku-soudan@parti.jp

○ 助産師による相談

【電話・面接・メール】火曜日～土曜日・毎月第4日曜日

午前10時～午後0時30分、午後1時30分～午後4時

面接は要予約

○ 医師による相談

【面接】要予約

□ 女性のための就職相談 TEL 028-665-8724

【電話・面接】毎週水曜日 午前9時～午後0時、午後1時～午後4時

面接は要予約

(予約専用TEL 028-665-8323
火曜日～土曜日 午前9時～午後4時)

◇ DV相談機関一覧

□ 配偶者暴力相談支援センター

- とちぎ男女共同参画センター相談ルーム TEL 028-665-8720
【電話】月曜日～金曜日 午前9時～午後8時
土曜日・日曜日 午前9時～午後4時
【面接】火曜日～日曜日 午前9時～午後4時 要予約
※ 祝休日及び年末年始はお休み
- 宇都宮市配偶者暴力相談支援センター TEL 028-635-7751
火曜日～土曜日 午前9時～午後5時（第4土曜日は正午まで）
※ 祝休日及び年末年始はお休み
- 日光市配偶者暴力相談支援センター（日光市女性相談ほっとライン）
TEL 0288-30-4140
月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
※ 祝休日及び年末年始はお休み
- 小山市配偶者暴力相談支援センター TEL 0285-22-9602
月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
※ 祝休日及び年末年始はお休み

□ 栃木県の各種相談機関

- 県東健康福祉センター TEL 0285-82-2139
月曜日～金曜日 午前9時～午後4時
- 県南健康福祉センター TEL 0285-21-2294
月曜日～金曜日 午前9時～午後4時
- 県北健康福祉センター TEL 0287-23-2172
月曜日～金曜日 午前9時～午後4時
- 精神保健福祉センター（こころのダイヤル）TEL 028-673-8341
一般相談：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ※ 昼休みを除く
医療相談：第2及び第4水曜日 午前9時30分～午前11時30分
- 中央児童相談所 TEL 028-665-7830
子どもに関する相談：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
- 県南児童相談所 TEL 0282-24-6121
子どもに関する相談：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
- 県北児童相談所 TEL 0287-36-1058
子どもに関する相談：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
- テレフォン児童相談 TEL 028-665-7788
午前9時～午後8時（通年）

□ 市の各種相談機関 (相談時間等は各所に直接お問い合わせください)

- 宇都宮市女性相談所 TEL 028-636-5731
- 足利市福祉事務所 TEL 0284-20-2137
- 栃木市福祉事務所 TEL 0282-21-2513
- 佐野市福祉事務所 TEL 0283-20-3002
- 鹿沼市人権推進課 TEL 0289-63-8352
- 日光市福祉事務所 TEL 0288-21-5148
- 小山市福祉事務所 TEL 0285-22-9635
- 真岡市福祉事務所 TEL 0285-83-8131
- 大田原市福祉事務所 TEL 0287-23-8932
- 矢板市福祉事務所 TEL 0287-40-3600
- 那須塩原市福祉事務所 TEL 0287-62-7138
- さくら市福祉事務所 TEL 028-681-1125
- 那須烏山市こども課 TEL 0287-88-7116
- 下野市福祉事務所 TEL 0285-52-1168

□ 警察の相談窓口

- 警察安全相談 TEL 028-627-9110 (または#9110)
- 各警察署 (困りごと相談) 各警察署に直接お問い合わせください

□ 法務局の相談窓口

- 女性の人権ホットライン TEL 0570-070-810
月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

□ 検察庁の相談窓口

- 被害者等相談室 (宇都宮地方検察庁) TEL 028-623-6790
月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

□ 民間の相談機関

- 認定NPO法人ウイメンズハウスとちぎ TEL 028-621-9993
月曜日～金曜日 午前10時～午後4時
- 認定NPO法人サバイバルネット・ライフ TEL 0285-24-5192
月曜日～金曜日 午前10時～午後4時

◇ その他の相談機関等 (相談時間等は各所に直接お問い合わせください)

□ 男女共同参画苦情等処理制度専用電話

- 専用電話 TEL 028-623-2223

□ 性犯罪被害者相談電話

- 警察本部 TEL 0120-710-873

□ 消費生活相談・多重債務相談

- 消費生活センター TEL 028-625-2227
- 消費者ホットライン TEL 0570-064-370

□ NPO・ボランティア相談

- とちぎボランティアNPOセンターぽ・ぽ・ら TEL 028-623-3455

□ 青少年育成・子ども・教育に関する相談

- あかちゃんすくすくテレフォン相談 TEL 028-623-4152
- テレホン児童相談 TEL 028-665-7788
- 思春期相談センター「クローバーピアルーム」 TEL 028-632-0881
- 家庭教育ホットライン（保護者専用） TEL 028-665-7867
- いじめ相談さわやかテレホン（児童生徒専用） TEL 028-665-9999
- 学習相談（生涯学習） TEL 028-665-7207
- 精神保健福祉相談 TEL 028-673-8785
- こころのダイヤル TEL 028-673-8341
- チャイルドラインとちぎ TEL 0120-82-5654
- 栃木いのちの電話 TEL 028-643-7830
- 足利いのちの電話 TEL 0284-44-0783

□ 健康・福祉に関する相談

- 保健福祉総合相談 各健康福祉センターに直接お問い合わせください
- こどもほっとライン（児童虐待相談窓口）

- ・ 中央児童相談所 TEL 028-665-7830
- ・ 県南児童相談所 TEL 0282-24-6121
- ・ 県北児童相談所 TEL 0287-36-1058
- ・ 児童虐待緊急ダイヤル（夜間・休日） TEL 028-665-3677

- こころのダイヤル TEL 028-673-8341
- 精神保健福祉相談 TEL 028-673-8785
- 栃木いのちの電話 TEL 028-643-7830
- 足利いのちの電話 TEL 0284-44-0783

□ 仕事の相談

- 女性のための就職相談 TEL 028-665-8724
※ とちぎ男女共同参画センター相談ルーム 参照
- とちぎジョブモール TEL 028-623-3226
- 母子家庭等就業・自立支援センター TEL 028-665-7801
- 労働相談 各労政事務所に直接お問い合わせください

*** その他にも各種相談窓口があります。県HPをご覧ください ***

HP : <http://www.pref.tochigi.lg.jp/soudan/>

(7) 関係機関一覧

◇ 栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課

住所：〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20

電話：028-623-3074 F A X：028-623-3150

H P：<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c07/>

◇ とちぎ男女共同参画センター（県出先機関）

住所：〒320-0071 宇都宮市野沢町 4-1

電話：028-665-8323 F A X：028-665-8325

H P：<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c56/>

◇（公財）とちぎ男女共同参画財団

住所：〒320-0071 宇都宮市野沢町 4-1

電話：028-665-7700 F A X：028-665-7722

H P：<http://www.parti.jp/>

◇ 県内の男女共同参画センター

○ 宇都宮市男女共同参画推進センター

住所：〒320-0845 宇都宮市明保野町 7-1

電話：028-636-4075 F A X：028-636-4079

○ 足利市男女共同参画センター

住所：〒326-0823 足利市朝倉町 264

電話：0284-72-8511 F A X：0284-72-7278

○ 佐野市男女共同参画推進センター

住所：〒327-0003 佐野市大橋町 2183

電話：0283-27-2354 F A X：0283-21-2774

○ 日光市女性サポートセンター

住所：〒321-1443 日光市清滝桜ヶ丘町 210-7

電話：0288-53-1010 F A X：0288-53-1010

○ 小山市勤労者福祉会館・男女共同参画センター

住所：〒323-0031 小山市八幡町 1-4-5

電話：0285-22-8078 F A X：0285-22-8079

◇ 県内市町の男女共同参画主管課

No.	市町名	課名	電話番号	FAX番号
1	宇都宮市	男女共同参画課	028-632-2346	028-632-2347
2	足利市	人権・男女共同参画課	0284-73-8080	0284-73-8066
3	栃木市	人権・男女共同参画課	0282-21-2162	0282-21-2692
4	佐野市	人権・男女共同参画課	0283-27-2354	0283-21-2774
5	鹿沼市	人権推進課	0289-63-8352	0289-60-1001
6	日光市	人権・男女共同参画課	0288-21-5148	0288-21-5105
7	小山市	男女共同参画課	0285-22-8078	0285-22-8079
8	真岡市	生涯学習課	0285-83-7151	0285-83-4070
9	大田原市	政策推進課	0287-23-8715	0287-23-8748
10	矢板市	生涯学習課	0287-43-6218	0287-43-4436
11	那須塩原市	市民協働推進課	0287-62-7019	0287-62-7220
12	さくら市	企画政策課	028-681-1113	028-682-0360
13	那須烏山市	まちづくり課	0287-83-1151	0287-83-1142
14	下野市	市民協働推進課	0285-32-8887	0285-32-8606
15	上三川町	生涯学習課	0285-56-9159	0285-56-6691
16	益子町	生涯学習課	0285-72-3101	0285-72-3110
17	茂木町	生涯学習課	0285-63-1137	0285-63-1138
18	市貝町	生涯学習課	0285-68-0020	0285-68-0048
19	芳賀町	生涯学習課	028-677-0306	028-677-2371
20	壬生町	生涯学習課	0282-81-1873	0282-82-0935
21	野木町	生活環境課	0280-57-4154	0280-57-3945
22	塩谷町	生涯学習課	0287-48-7503	0287-48-7504
23	高根沢町	生涯学習課	028-675-3175	028-675-3173
24	那須町	生涯学習課	0287-72-6923	0287-72-6566
25	那珂川町	生涯学習課	0287-96-2116	0287-96-4545

各市町の状況について

H28.4.1現在

市町名	男女共同参画に関する条例		男女共同参画計画		DV防止計画		男女共同参画に関する宣言	
	制定済	施行日	策定済	計画期間	策定済	計画期間	宣言済	宣言日
宇都宮市	○	H15.7.1	○	H25～H29	○	H26～H30		
足利市	○	H16.4.1	○	H28～H32	○	H28～H32		
栃木市	○	H23.4.1	○	H25～H29			○	H27.11.27
佐野市	○	H18.7.1	○	H26～H30	○	H26～H30		
鹿沼市	○	H18.10.1	○	H24～H28			○	H24.3.4
日光市	○	H21.4.1	○	H28～H37	○	H28～H32	○	H20.3.15
小山市	○	H16.7.1	○	H28～H32	○	H27～H31	○	H13.6.30
真岡市	○	H23.4.1	○	H24～H28				
大田原市	○	H16.10.1	○	H24～H28				
矢板市			○	H25～H29				
那須塩原市	○	H19.4.1	○	H24～H28	○	H24～H28		
さくら市			○	H26～H30	○	H26～H30		
那須烏山市								
下野市	○	H28.4.1	○	H28～H32	○	H25～H29		
上三川町								
益子町			○	H24～H28				
茂木町								
市貝町			○	H25～H29				
芳賀町			○	H28～H31			○	H27.3.14
壬生町			○	H24～H28				
野木町	○	H26.4.1	○	H28～H32	○	H28～H32	○	H24.3.24
塩谷町								
高根沢町			○	H28～H37				
那須町								
那珂川町			○	H27～H31				
合計	12		20		9		6	